

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第22号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐賀県条例第32号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成30年4月1日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は平成30年10月1日とし、同条第3号に掲げる規定の施行期日は平成31年1月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は平成31年4月1日とし、同条第5号に掲げる規定の施行期日は平成31年10月1日とし、同条第6号に掲げる規定の施行期日は平成32年4月1日とし、同条第7号に掲げる規定の施行期日は平成32年10月1日とし、同条第8号に掲げる規定の施行期日は平成33年1月1日とし、同条第9号に掲げる規定の施行期日は平成33年10月1日とし、同条第10号に掲げる規定の施行期日は平成34年10月1日とする。